

## 重要! 年金制度改正法における注意点について

令和4年10月より年金制度改正法が適用され、**従業員を常時5人以上雇用している個人税理士事務所は、健康保険および厚生年金の強制適用事業所となります。**それにともない、新たな手続きが必要となる個人の事業所もありますので、以下の内容をよく確認のうえ、手続きが漏れることのないよう注意してください。

### 従業員を常時5人以上雇用していて「関東信越税理士国民健康保険組合」 に加入をしている個人事務所(厚生年金未加入)

提出が必要な書類	手続きの流れ
健康保険被保険者適用除外承認申請書 (14日以内提出)	① 必要事項を記入、組合へ提出 ② 組合で証明印を押印後、返送 ③ 証明をした書類を年金事務所へ提出
厚生年金被保険者資格取得届 (14日以内提出)	① 必要事項を記入、年金事務所へ提出 ※組合への提出は不要
新規適用届	① 必要事項を記入、年金事務所へ提出 ※組合への提出は不要 ※必要書類の詳細については年金機構HP をご確認ください。

### 従業員を常時5人以上雇用していて「市町村の国民健康保険」 に加入をしている個人事務所(厚生年金未加入)

#### ★市町村国保→税理士国保へ加入する場合

提出が必要な書類	手続きの流れ
国民健康保険被保険者加入申請書 (組合所定申請書)	① 必要事項を記入、組合へ提出 【添付書類】 世帯全員記載の住民票原本 マイナンバーカード(通知)の写し
健康保険被保険者適用除外承認申請書 (14日以内提出)	① 必要事項を記入、組合へ提出 ② 組合で証明印を押印後、返送 ③ 証明をした書類を年金事務所へ提出
厚生年金被保険者資格取得届 (14日以内提出)	① 必要事項を記入、年金事務所へ提出 ※組合への提出は不要

新規適用届	① 必要事項を記入、年金事務所へ提出 ※組合への提出は不要 ※必要書類の詳細については年金機構 HP をご確認ください。
-------	---

**【注意事項】**

- ・組合へ加入をいただいてから、年金事務所への手続きとなります。
- ・従業員が組合へ加入するには、事業主である税理士の組合への加入が条件となります。

**★市町村国保→協会けんぽへ加入する場合**

提出が必要な書類	手続きの流れ
健康保険・厚生年金被保険者資格取得届 (5日以内提出)	① 必要事項を記入、年金事務所へ提出
新規適用届	② 必要事項を記入、年金事務所へ提出 ※必要書類の詳細については年金機構 HP をご確認ください。

**【注意事項】**

- ・新制度が開始される令和4年10月1日以降は、「協会けんぽ」に一度加入すると資格喪失はできませんのでご注意ください。

**従業員が「協会けんぽ」又は「関東信越税理士国民健康保険組合」  
に加入をしている個人事務所(厚生年金加入)**

提出が必要な書類	手続きの流れ
特になし	

**【注意事項】**

- ・届出や手続きの必要はありませんが、「協会けんぽ」→「税理士国保」へ移動する際には、任意適用となっている健康保険を資格喪失していただき、「税理士国保」への加入手続きとなります。
- ・新制度が開始される令和4年10月1日以降は、「協会けんぽ」の資格喪失はできなくなりますのでご注意ください。

**【その他】**

- ・「新規適用申請書」と「健康保険適用除外申請書」は、できるだけ同時に年金事務所へ提出をお願いします。
- ・年金事務所への各届出は、期限を超えた場合に「遅延理由書」の提出が必要となります。

作成：関東信越税理士国民健康保険組合  
 さいたま市大宮区桜木町 4-376-1  
 TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030

